

平成 16 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名 ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 本 間 良 輔  
(コード番号 4321 東証2部・大証ヘラクレス)  
問い合わせ先 取締役兼執行役員CFO 吉 川 泰 司  
電 話 番 号 (03) 3519-2530

## ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 9 月 21 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 および平成 16 年 3 月 25 日開催の当社第 9 回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権（ストックオプション）の割当てに関し、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の発行日

平成 16 年 10 月 1 日

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,660 株

##### (3) 発行する新株予約権の総数

1,660 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1 株とする。

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

未定

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、発行日の終値とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

未定

(7) 新株予約権の行使可能期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(8) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(9) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額

未定

行使価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(10) 新株予約権の割当先の概要

当社の取締役及び従業員並びに当社の外部コンサルタントの合計 38 名

**【ご参考】**

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成 16 年 3 月 3 日

(2) 定時株主総会の決議日

平成 16 年 3 月 25 日

以 上